

第二十六回 参議院法務委員会會議録第十一号

昭和三十三年三月二十八日(木曜日)午後二時六分開会

委員の異動

三月二十六日委員大谷豊清君辞任につき、その補欠として酒井利雄君を議長において指名した。
三月二十七日委員酒井利雄君辞任につき、その補欠として大谷豊清君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 山本 米治君
理事 雨森 常夫君
棚橋 小虎君

委員

大谷 豊清君
西郷吉之助君
田中 啓一君
岡田 宗司君
河合 義一君
小酒井義男君
宮城タマヨ君
辻 武壽君

国務大臣

中村 梅吉君

政府委員

法務大臣官 位野木益雄君
房調査課長

説明員

最高裁判所長官 齋 淵 鏡夫君
代理者(事務総 局家庭局長)

本日の会議に付した案件
○裁判所法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○検察及び裁判の運営等に関する調査の件
(法務行政の基本方針に関する件)

○委員長(山本米治君) これより本日の会議を開きます。

裁判所法の一部を改正する法律案、判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、以上いずれも予備審査二案を便宜一括して議題といたします。

まず提案理由の説明を求めます。

○国務大臣(中村梅吉君) 裁判所法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明します。

この法律案の要旨は、次の二点であります。その第一は、最高裁判所に家庭裁判所調査官研修所を置くこと、第二は、裁判所書記官及び裁判所書記官補の制度を設けることであります。以下、各改正点について順次御説明いたします。

まず第一は、家庭裁判所調査官研修所の設置に関する点であります。御承知の通り、家庭裁判所調査官は、家事審判法で定める家庭に関する事件の審判及び調停並びに少年法で定める少年の保護事件の審判に必要な調査その他の事務をつかさどる者として、各家庭裁判所に置かれております。この専門の学識及び経験を活用して事実の調査に当り、裁判官を補助して、家庭裁判

所における事件の適正妥当な処理に寄与するという重大な職責を負うものであります。しかるに、家庭及び少年の問題に關して有用な知識等を修得すべき機会、学校教育その他におきましては、これを求めることが困難であるのみならず、家庭裁判所調査官は、裁判所書記官その他の裁判所職員とはその性格を著しく異にしており、専門の機関を設置することがぜひとも必要とされるのであります。そこで、この法律案におきましては、新たに家庭裁判所調査官の研究及び修養並びにその養成に關する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に家庭裁判所調査官研修所を置くこととし、また、その職員として家庭裁判所調査官研修所教官を置き、その所長は家庭裁判所調査官研修所教官の中から最高裁判所がこれを補することとしたのであります。

第二は、裁判所書記官及び裁判所書記官補の新設に關する点であります。戦後、民事訴訟法及び刑事訴訟法の改正によりまして、証人等の尋問につき、交互尋問の制度が採用されることになり、この徹底に伴い、事実審の手続は著しく丁寧となることと、証拠に關する規定も厳格なものとなりました。証人等に対する尋問及びその供述の内容は、おのずから複雑かつ詳細なものとならざるを得ないことになったのであります。従いまして、複雑困難な事件について審理する場合等におきましては、

従来の裁判所書記官の作成する調書のみでは不十分ならぬがあり、速記者による速記録を調書に引用添付する方法により、詳細かつ正確な記録を整備する必要があるものと考えられるのであります。最高裁判所におきましては、右に申し述べましたような理由から、つとに機械速記を専門とする裁判所職員を養成を開始し、すでに若干の者が重要事件の審理について速記に従事してゐるのであります。現在の裁判所法には、これらの職員の身分に關する定めがないのであります。そこで、この法律案におきましては、裁判所の職員として新たに裁判所書記官を設けることとして、この裁判所書記官は、裁判所の事件に關する速記及びこれに關連する事務をつかさどるものと、また、裁判所書記官の事務を補助する者として裁判所書記官補を置くこととしたのであります。

以上が裁判所法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

次に、判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明します。

この法律案は、第一審の充実強化を円滑に行うに資するため、当分の間の職権の制限を受けないいわゆる職権の特例判事補に高等裁判所の判事の職務を行わせることができるようにしようとするものであります。

裁判の適正と迅速をはかり国民の信頼にこたへますためには、何よりも下

級審、ことに第一審を充実強化することが必要であることは、異論のないところと存するのであります。

御承知の通り、判事補の職権の特例等に関する法律によりまして、判事補ですでに判事補、検察官、弁護士等として五年以上在職した者のうち、最高裁判所の指名を受けた者は、判事補としての職権の制限を受けず、地方裁判所又は家庭裁判所において判事と同一の職務を行うことができるものとされておられ、これによりまして、現在では、相当数のいわゆる職権特例判事補が、地方裁判所において、単独で事件を取扱い、または他の判事補とともに合議体に加わって事件の審判に當つてゐるのであります。第一審を充実強化するためには、第一審にできる限り迅速な裁判官を配置することが必要と思われ、特例判事補に裁量にこれらの職権を付するに資するものが適当と考えられるのであります。ところが、第一審強化のために必要とされる経験豊かな判事は、さしあたりその給源を主として高等裁判所に求めるのははかないのであります。高等裁判所の判事が地方裁判所に配置がえされた場合には、そのあとを補充する必要があります。前に述べました職権特例判事補に高等裁判所の判事の職務を行わせることができるものと、これを高等裁判所の合議体の一員として加えることができるようにする措置を講ずることが適当と考えられるのであります。

そこで、この法律案におきましては、判事補の職権の特例等に関する法律中に新たに一条を加え、当分の間の措置といたしまして、高等裁判所の裁判事務の取扱ひ上特に必要がある場合においては、最高裁判所は、その高等裁判所の管轄区域内の地方裁判所または家庭裁判所の職権特例判事補にその高等裁判所の判事の職務を行わせることができるものといたしました。しかし、この場合には、これらの判事補は、高等裁判所におきましては、同時に二人以上合議体に加わり、または裁判長となるべきでないものとするのが相当と思われますので、その旨の規定を設けることといたしました。

以上が判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

何とぞ慎重御審議のほどをお願いいたします。

○委員長(山本米治君) 御質疑のおありの方の御発言を願います。

○岡田宗司君 先ほど予算委員会でお伺いした問題でございますが、あれに関連する問題でございますが、行政協定の運用というものは、なかなかむずかしいものだと思うのですが、ぜひふんアメリカ軍、アメリカの兵士がやりましたことで、日本人側にとって不利なことがたくさんある。たとえば私の知人の息子がアメリカ軍の自動車にはねられて殺されました。これは明らかに酔っぱらい運転であつたと思うのですけれども、これが証拠がないということで、結局公務中のことだということで、うやむやになつてしまつたというよりなこと、いろいろな問題がある。

けさの新聞を見ますと、サイクリングに出たある若い者が、やはり自動車事故で死んだ、これはまた警察の方がどうもアメリカ軍に気がねをして、うやむやにしてしまつたということ、ある弁護士が投書をして、従いまして、ずいぶんめんどろな問題が多いので、ことに相馬ヶ原の事件を見まして、裁判管轄権がどっちにあるかという点も、これからいろいろ論議を重ねて決定するわけで、相当時間もかかるだらうと思ひます。そういうようなことで、行政協定について私も、もちろんあつたものを廃止すべきことを主張しておるのですけれども、しかし直すべき点も相当あるのじゃないか。これはもちろん安全保障条約に基づくので、なかなか改訂ということも外交上の問題でむずかしいと思うのですけれども、これらについて、もう少し法務省の方としてもこの運用を円満に、なお日本人に非常な不利にならないように行つたために、だいたいあれができたときと今日では時間もたつておるし、状況も違つてきておるのです。運用について、まず何か向うと話し合つて、もっと妥協な運用をして、日本人に不利にならないようにするということから糸口を開いて、行政協定についての改訂へ進まれることをお考えになつておられぬか。

○国務大臣(中村梅吉君) 実は、私就任をいたしました以来、いろいろこの行政協定に關係した事件等も、ことに相馬ヶ原の事件等も起りましたので、いろいろ過去の取扱ひ例等確かめて調べてみたのでありますが、従来この管轄等につきましては、当初は全く新し

いケースの事柄でありますので、かなり論議が戦わされたものであります。その後、次第に安定をして参りまして、自動車事故の場合におきまして、どういふ場合には公務と認める、どういふ場合には公務ではないと大体するといふような、基本的な話し合いも進み、そういう先例がたくさんでき参りまして、また管轄等につきましても、意見の対立の事例はあるのであります。ところが正しい主張をひきつけて主張をした場合には、結局アメリカ側としては譲歩をいたしました。日本側の裁判権を認めるというよりなこと、今までさしたる支障を来たし、あるいは争ひになつたものは、両当局間にはないと思ひます。ただ、当事者が自分は日本の裁判を受ける立場でない、管轄が違ふといふような抗弁をいたしまして、だいたい長期にわたつて争ひになつたものはあるようであります。両当局の間に紛争が解決しないでおるといふこともないよう聞いておるのであります。しかしながら、御指摘のように実際の事件というものは常に同一のケースで起つてくるとはきまつておりませんので、いろいろな場合が起つてくると思ひます。から、あらゆる場合を想定いたしました。できるだけ一々争ひになつたり意見の相違を来したりしないよう、基本的ルールをきめられれば、だんだんそれを築いていくことがよろしいと思ひますので、そういう基本的なルールを作つて、両当局で争ひにならないような工合に進めていくことについては最善を尽し、今後も努力していきたいと思ひます。しかしながら、さしあたり刑事關係の事件関

係を通しましては、他の問題は別問題としても、行政協定の上で定められておることではなきがつかなくつたといふ例はないように聞いておりますので、私どもとしてはさしあたり行政協定をこれがために改訂をするといふ具體的な考えは、目下のところ持つておりません次第でございます。まあしかし、行政協定あるいは米軍駐留といふことは確かにない方がよろしいのでございまして、最終目的としては、そういうふうなことがなくなること、あるいは改善されるように、われわれ日本人としては、ことに政府当局としては、努力をしていくべきことであると思ひますが、ことにさしあたり今のところ、そのよう具体的な考えを持つておりませんことをお答え申し上げます。

○岡田宗司君 僕は、アメリカ人の日本人に対する犯罪ですか、これらに対する逮捕ですね、こちら側の警察権の行使、これが妨げられる、たとえば捜査が妨げられるといふような事例もあるように聞いておるのです。特に隊内に対してはどうにも手をつけられない。ある場合には協力しておる場合もありましよう。ある場合には協力どころか全然受け付けてくれない、リフューズされるという場合もいろいろあるようです。これらに対して、もう少し何かこう強力に手を打つて捜査ができる、あるいは逮捕ができるというよりなことにするような方法はないものか。

○国務大臣(中村梅吉君) これも最近いろいろなことが起りますので、事例等を私確かめてみました。アメリカとしては割合にその点はさっぱりしてお

りまして、事件が日本側で捜査、検挙すべきものであるといふことになりますれば、日本側の捜査及び裁判に支障を来させようなど、及び信義に反するようないふことは、どうもやつていないようであります。そこで、公訴提起後は日本側のみからの拘禁をなし得ることに、行政協定の上でなつておりますが、実際上やつていない例が多いといふことは、先ほど予算委員会でも申し上げましたように、外国人を日本の刑務所、拘留所等へ一人なり少数拘禁をいたしますためには、それに所要の設備改良をしなければならぬ。日本人の入つておるままの所へ住まわせることができない事情にございまして、アメリカが身柄を引き受けて、必要な際には必要の日時、場所に護送するといふ約束をしてくれる限りは、できるだけ日本側の方でもそういうめんどろなものを引き取らないで、事件の結末をつけるという方向に、今まであつたのでございまして、そういう取扱ひ方で、従来例義を無視されたり不都合を感じたりしたことはないといふふうに聞いております。もしそういう具體的に支障がございしますならば、これはたとえ賠償がかかりましても、日本側としても考え直さなければならぬと思ひますが、従来例のところで、そういう事例がないといふふうに実は承知いたしております。

○岡田宗司君 今度の事件について、実は私一つ不安と申しますか、心配しなければならぬ点があると思ひます。先ほどお話し申し上げましたように、犯人がアメリカの上院議員に対して噴願をしたといふことがある。そういう

ようなことから動き出したと見られる点もあるわけなんです。一面におきまして、また先ほど言いましたように、前にこちらで極東軍事裁判に出ました弁護士がUPを通してこれを流しておる。これはアメリカ側とすれば、日本でアメリカの兵士が死刑の宣告を受けるというところは、いろいろ問題があるのであります。そういうようなことから、これが一つの外交問題にならぬとも限らない、またアメリカ側でもそれをいろいろ大きく宣伝いたしまして、そうしてこれに對していろいろ日本の裁判に對する圧力をかけてくるというやうなこともあろうかと思ひます。ことに今度の裁判はでたらめだということとを盛んに宣伝しておるといふことは、私はもつてのほかだ、まあもちろんこれはとめるわけにもいかぬだろうと思ふのであります。しかしこれに對しては、やはり日本側としては相当きげんたる態度でもつてやつていかなければならぬといふふうに考へております。その点について一つ決意をはつきりさせていたきたい。

○国務大臣(中村梅吉君) 御指摘の通り、日本としては、たとえ被告の弁護人があるいは外国の報道機関等がどういふ動きをいたそうとも、また、いかなることがあろうとも、きげんたる態度で適正な裁判権を行使すべきであることは全く申し上げるまでもないことで、同感でございます。ただ、こういふやうなことで、今御指摘のありましたやうに、日本の裁判がでたらめであるといふやうな宣伝を報道機関、一部の報道機関等によつてなされて、それが対日感情に悪影響を及ぼし、あるいは日本の裁判の信用にかかわるやうな

ことは、これは努めて避けなければならぬので、そういうことがないやうに、何かの方法を考へらるべきだ、もしあるいは、場合によつてはこういふやうな刑事事件でありますから、犯人の名前を明示して日本の判決が正しいのだ、こういふわけだから正しい、やはりたとえ被告であつても、罪人であるやうと、その人の個人の名誉は尊重すべきでしようから、どうかと思ひますけれども、しかしながら、日本の裁判が決してでたらめどころではない、厳正にして公平なもの、正しいものであるといふことを、何かの方法でそういう誤解の起らないやうに徹底させる道は、適當な段階において考慮すべきことのように、私自身も考へます。それらの点につきましては、今後の推移を見まして、十分にわれわれとしては検討をいたして善処をいたしたいと思ひます。

なお、第一審の仙台の地方裁判所の判決が初めての死刑でありましたから、当人に對しては、被害者に対しては非常にショックを与へ、いわば死刑の裁判を受けた人間の最後のあがきのことが、若干あるかもしれませんが、まあ日本側としては死刑に処すべき者はあくまで死刑に処す、十分に正しい裁判が行われておるのだ、私もほかかやうに確信をいたしております。

○岡田宗司君 一応これでよろしゅうございませう。

○宮城タマヨ君 今日提案されました法律の中で、一点だけ法務大臣に伺いたいと思ひます。

それは、最高裁判所の中に家庭裁判

所の調査官の研修所を置くということでございますが、これは、調査官が新しくできました家庭裁判所の事件をさばいていきます上に、家事事件にしましても、少年事件にしましても、最も中心になるケース・ワーカーとして大事な仕事でございますので、そういう人たちの研修所が新たにできるということとは、これはもう大へん大事なことだ、実はおそきに失する感があると思つております。ところが、この大事なものにつきまして、すでに最高裁判所にございます書記官の研修所、司法官の研修所というやうなものとは比べますと、どのくらい政府がこれを重要視しているかという点について、私はちよつと心細く思つてゐることは、今発足しようという研修所は、入れものから作らなければならぬだろうと思つておりますが、予算措置が非常に貧弱でございますが、これで一体政府は大事な調査官の研修所といふものについてどのくらい本気でございますしやうか。詳しい数字なんかじゃなくて、ただ法務大臣としてどのくらい重きを置いていたかといふことを伺いたしたいでございます。

○国務大臣(中村梅吉君) これは、私も家庭裁判所のあり方及び調査官の重要性について、十分認識をいたしておりますから、大いに力を入れて参りたいと思ひます。ただ、現に司法研修所等を見ても、なかなかきよいな研修所の施設といふものはまだ充實の域に達していません。ことに、講師等は整備されていません、まだ建物等が十分整備されてない段階でございますが、家庭裁判所の調査官の研修につきましては、先ほども提案趣旨で申し

上げましたやうに、とにかく学校等あるいは調査官になるまでの間の社会及び学業の上においては、あまり休得をしない重要な少年及び家庭に關することを取り扱うのでありますから、そういうやうな実態を、できるだけ早く本人の身に付けさせるということとは、どうしても必要なわけで、さうな趣旨にかんがみまして、本年度は千四、五百万の運営費で、そのほかに人件費が計上されておるわけでありましたが、建物の建つのを待つよりは、とりあえず、しかるべき場所を借りても早く発足だけはしたい、こういう熱意をもちまして実はこの法案を提案いたしました。われわれとしては、十分家庭裁判所調査官の重要性といふものを考へて力を入れて参りたいと思つております。

○雨森常夫君 今の点に關連する質問であります。提案理由の説明によりますと、家庭裁判所の調査官の研究と修養と養成と、こゝなつておるのですが、研修所なのか、あるいは養成所のものなのか、しるうとで伺ひするのですが、そういう点で、研修所の内容をお聞かせ願ひたい。

○政府委員(位野木金雄君) 研修と養成と二つのことを考へております。すでに調査官としての極要の地位にあるやうな人をもこれは再び研修させる。それから新しく調査官的な職務について間もないやうな人を教育するといふふやうな、二つのことを考へております。詳細なことにつきましては、裁判家庭局長からお答えした方が適當だと思ひます。

○説明員(荒瀬鋭夫君) ただいま位野木課長から御説明のございましたやう

に、養成と研究とがある。主として養成と申しますのは、これは、採用して一年二年経ましたものを、實際に今度ほんとうのケース・ワーカー、すなわち実情に應じて、それぞれ事例に即して解決して行く能力を備へる、しかも、あるいは學問を総合して解決していく、あるいはほかの社会福祉事業とに關連してその事件の適切な解決を求めていくというケース・ワーカーを養成するために作る。ただいま大臣の御説明にもございました通り、日本の学校でもどこでも、そういう學問をまだ教えておりませんし、また当研修所といたしまして、なかなかそういう學問が体系づけられておりません。しかしながら、みんな相當つて研究しつつ、また實際に教生の研修の講義におきまして、各現実の事案について研究しながら解決していくといふやうにして、これを一つの体系を作つていこうといふふうに考へております。それから調査官にしても、相當年輩の方がおられますので、その方には新しい學問を注入する、そういう方はそれぞれの法律の専門家であります。それは社会学の専門家であります、心理学的専門家は、社会学の人は法律を知らぬ、心理学の方は法律を知らぬ、また法律の専門の方は社会学を知らぬ、心理学も知らぬ、それぞれに欠陥を持つております。それを総合的にやほりま

とめ上げていこうといふ、そういう二つの目的をもつてやつております。

○雨森常夫君 もう一つお伺ひしたいのですが、速記官補といふのはどういふことをするのですか。

○政府委員(位野木金雄君) 提案理由

でも述べられておりますように、裁判所の訴訟、すなわち公判ですね。公判に立会いまして、審理の模様、証言の内容等を速記するものであります。非常に重要な事件につきましては、相当現実のうちに実施いたしておるわけでありまして、ただ、それを官制上事務官という取扱ひを今までいたしておつたのであります。普通事務官とは全然異なるもので、はつきりした別の職種にしたいという……。

○雨森常夫君 速記官補の職務内容をお聞きして。○政府委員(位野木益雄君) 速記官補の方は、速記官が速記をいたしますについて手伝ひをいたすわけでありまして、たとえば、速記の翻訳でございます。その手伝ひ、それから見習ひに出まして、一緒に速記いたしまして補助する、こういうふうな……。

○雨森常夫君 普通の行政事務であれば、何々補というものは出てくるわけですが、速記というものは、その人の速記であつて、これの速記官補というのは、何だかちよつと私にはわからないのですが、それでお聞きしたわけですか。翻訳を手伝う……。

○政府委員(位野木益雄君) 普通の速記は各個人が手でやります、相当、何と言いますか、その人自身がやらないうちからという要素が非常に多いと思ひますが、この場合は、御承知のように機械でいたします。ですから相当事務が共通してやられるわけですから、そういうふうな意味で、相当余地がございます。

○雨森常夫君 もう一つお聞きしたいのですが、この裁判所調査官研修所に勤務するものとして速記事務の職員で

すが、研修所に速記事務が必要なんです。○政府委員(位野木益雄君) 裁判所調査官研修所で速記官の養成をいたしております。その教官をさしてゐるのでございます。

○雨森常夫君 教官ですか。○政府委員(位野木益雄君) そうで

○小酒井義男君 私は全然しろうとなんで、初歩的なことからお尋ねしたいのですが、この家庭裁判所調査官というのができたのはいつごろからですか。

○説明員(瀧沢説夫君) 家庭裁判所は御承知の通り家事部と少年部がございます。たゞ、家事は家庭に関する紛争、少年はたゞいまの二十才以下の者に關する犯罪事件。少年の方はたゞいまの少年法がでます前に、別な体系がございまして、少年審判所というふうな形式でやつておつたのです。その次に少年保護司というふうな制度がございまして、やはり少年の環境とか性格とか行状というものを調べておりました。それが家庭裁判所がございまして、新しい少年法が発足し、二十四年の暮にそれが少年調査官に切りかえられたわけでございます。それで、どういふ仕事をしておるか申しますと、事件を犯して検察庁に送られる。検察庁でその事件について調べる。これを家庭裁判所の方に送つて参ります。そこで、少年はどうかいふ性格を持つてゐるか、あるいはどうかいふ経歴を持つてゐるか、あるいは学校はどこであるか、親はどうだとか、性格はどうだとか、交友関係はどうだ、病氣はしたかどうかというふうなことを、家庭裁判所の調査官

がいろいろ調べて、同時に必要な場合には、少年鑑別所という拘束される所に送りまして、その少年の心身の鑑定をするわけでありまして、これはおもに心理的、医学的鑑定でございます。鑑定といひますか、個別化といひますか、識別なんでもございしますが、それとあわせまして、そういう結果をなお調査官が見まして、それで裁判官に對して、その少年はどうかいふ刑罰に付すべきか、または検察庁に送るか、それでなければ保護施設、つまり少年院に送るか、あるいは保護者があるならばその人にまかして、その行状を見るとき、あるいは何ともしなくてもよろしいのだからというふうなけじめをつけて、個別化をしまして、裁判官に送るわけですね。裁判官はそれに基づいて審判を行います。それで、それぞれの少年に、それぞれのしるべき措置をとる、そういうことを調査官がする。それから家事の方の調査官は、昭和二十六年にございまして、これは家事事件の調停と審判と両方ございまして、御承知の通り家事事件は、當事者訴訟でつまり原告と被告が相對してやるといふわけではございせんので、國家がそれぞれの身分關係について、必要なことについてある程度干渉して、その身分關係を正していかなければ社會秩序が保てませんから、そういうふうな觀念のもとに、家事事件をやつてゐるわけでございます。それから、たとへば離婚の事件を例にあげますと、大体どつちがいか、それぞれ言ひ方が違ふのですから……。それからして非常にまじめな人、ふまじめな人、あるいはだんだん話ができまし

て、慰謝料を払うとか、給料はどのくらいもらつてゐるか、あるいは貯金があるのかないのかという事で、そういうことを家事係の調査官は調べ、そういう仕事をいたします。だんだん家事係の調査官も進歩してきますと、たとえば調停事件なんかは初めから調べて、どういふところに紛争の原因があるか。なお、離婚の問題につきましては、夫婦はどうかいふ性格であつて、どういふ……、そういうことをいろいろ心理學とか社會學とか、そういうふうな専門的な知識を応用しまして、その席上にも出て意見を述べるといふようなことでもございまして、そういうのが調査官の活動の現状でございます。

○小酒井義男君 調査官をやつておられる方は、どういふような経歴を持つた方がやつておられますかという事と、それから調査官補というものがあつたやうな、補といふのは何年くらいやつて調査官になるのか、その制度はどういふふうになつておられますか。

○説明員(瀧沢説夫君) 調査官と申しましても広い意味でございまして、調査官と調査官補、御指摘の通りでございます。それから調査官の中には調査官と主任調査官、次席調査官、首席調査官、そういうのがございまして、それで大體だいたひ申し上げましたやうな仕事をいたします。その調査官になるまでに學校を卒業しまして、これは大部分の人がたゞいまは新制もしくは旧制の大學を出た方、法、經、商、社會學とか文學とか、あるいは心理學というやうな、大部分は少くとも専門學校を出てゐる。

一部少年保護司の方がそのまゝ引き継がれた方で、それまでにあまり學歴がしんしゃくされなかつた時代もございしますので、そういう方も少年保護司の中に残つておられますけれども、大體大學を出たわけでありまして、大學を出て採用せられますと、六級職の調査官補、その調査官補を半年くらいやつておきますと、代行調査官、それは調査官補としては一人前の調査官として各裁判官の命を受けて、先ほど述べました調査事務はできないのですけれども、代行調査官といふ辭令をもらひますと、一人前の調査官としての活動が実はできるわけなんです。それから一年半くらいから二年くらいになりますと、あるいは早い人は半年くらいになりますと、調査官になります。これは七級から八級くらいになりますので、それになりますと、もうりつぱにできまして、それから五年から七年くらいたちますと十級くらいになります。そうしますと、主任調査官の試験というものがございまして、それもそれぞれ法律なり心理學なり社會學なり經濟學なり、そういうものがあつて、そうして試験に受かりました主任調査官になり、そこでまた二年か三年くらいやつておきますと、あきがありますと、次席調査官、これは十二級くらいの人です。あるいは十一級くらいの人もありまして、十二級くらい、そういうふうになりますと、首席といふのは大體一つの調査官のグループを作りまして、各裁判官に二名の調査官をつけておき、そのグループの長として裁判官の命を受けて仕事の分配をしたり、あるいは調査官を補充したり指導する、またみ

て、慰謝料を払うとか、給料はどのくらいもらつてゐるか、あるいは貯金があるのかないのかという事で、そういうことを家事係の調査官は調べ、そういう仕事をいたします。だんだん家事係の調査官も進歩してきますと、たとえば調停事件なんかは初めから調べて、どういふところに紛争の原因があるか。なお、離婚の問題につきましては、夫婦はどうかいふ性格であつて、どういふ……、そういうことをいろいろ心理學とか社會學とか、そういうふうな専門的な知識を応用しまして、その席上にも出て意見を述べるといふようなことでもございまして、そういうのが調査官の活動の現状でございます。

一部少年保護司の方がそのまゝ引き継がれた方で、それまでにあまり學歴がしんしゃくされなかつた時代もございしますので、そういう方も少年保護司の中に残つておられますけれども、大體大學を出たわけでありまして、大學を出て採用せられますと、六級職の調査官補、その調査官補を半年くらいやつておきますと、代行調査官、それは調査官補としては一人前の調査官として各裁判官の命を受けて、先ほど述べました調査事務はできないのですけれども、代行調査官といふ辭令をもらひますと、一人前の調査官としての活動が実はできるわけなんです。それから一年半くらいから二年くらいになりますと、あるいは早い人は半年くらいになりますと、調査官になります。これは七級から八級くらいになりますので、それになりますと、もうりつぱにできまして、それから五年から七年くらいたちますと十級くらいになります。そうしますと、主任調査官の試験というものがございまして、それもそれぞれ法律なり心理學なり社會學なり經濟學なり、そういうものがあつて、そうして試験に受かりました主任調査官になり、そこでまた二年か三年くらいやつておきますと、あきがありますと、次席調査官、これは十二級くらいの人です。あるいは十一級くらいの人もありまして、十二級くらい、そういうふうになりますと、首席といふのは大體一つの調査官のグループを作りまして、各裁判官に二名の調査官をつけておき、そのグループの長として裁判官の命を受けて仕事の分配をしたり、あるいは調査官を補充したり指導する、またみ

ずからする。そういうグループが各裁判所に、大きい所になりますとずいぶんおられますし、それを統轄して指導する者が首席調査官、これは十三級から十四級これは大阪と東京に限っております。その首席調査官というものは、裁判所全級の家事、少年を含めた調査官を指導監督する、ときには自分もみずから仕事をやる。その首席調査官を補助するものに次席調査官というのがある、そういう制度であります。

○小酒井義男君 大へんわりのいい説明をしていただいたのですが、調査官を長くやつておると、ほかの職場へ変つていく制度があるのですか。調査官でとりですか。

○説明員(瀧淵鋭夫君) 調査官制度は、二十四年の暮と、二十六年になつてできたものですが、それで、ただいまのところ、調査官の方で相当御年配の方もおられるのですけれども、ほかへ移れるという方方は、今のところ考へておらないのです。しかしながら、将来の制度として、これはまあ単なる構想でございまして何ともいえないのですけれども、家事調停なんかは相当方々の都市にございまして、本庁、支部というところを、地方ですと行くのにも相当のかりがかりありますし、時間がかかるということで、今裁判所では、各地の簡易裁判所出張所としてお借りいたしまして仕事をやつておる。そこへ家事審判官、書記官が出張して仕事をするのであれば、なかなか時間的に差し繰りがつきませんので、そういうようなときに、調停の事務を独立して調査官をやつて、法律もマスターし、そういうほかの学問もマスターした方を、一つの補助裁判

官というようになことで調停ができるのだ、みずから調停ができるのだ、ただあつて必要な場合に裁判官の認可を受けるレフェリーというようなことなんですけれども、そういうようなことを将来考へておられますけれども、現実の問題としては、調査官は十四級まで参りますから、各省の局長クラスまで上れることになつておられますし、それから今度の新しい給与体系におきましては相当上の方まで上れるようになっております。ただいま高等裁判所に調査官はございせんので、もしできましては調査官を一人か二人、少年と家事に置きたい。なぜかと申しますと、家庭裁判所でありまして、裁判に對しまして抗告、不服の申し立てをしますと、高等裁判所が決定するのでございまして、高等裁判所は比較的家庭の事務に遠のいておられますので、そういうような場合に、裁判官の補助ができるのじゃないかと考へておられます。それは私の単なる構想でございまして、今、今のところは、ほかの方へ行かれるというように考へておられる方はございせんので、皆さん満足してやつておられると思ひます。

○小酒井義男君 もう一点だけお尋ねしたいのですが、調査官と調査官補を入れまして、千五百九十九人ですか、これだけの該当者を、どのくらいの期間に研修をされる計画でありますかということ、一回の研修の期間というものは大体どのくらいですか。

○説明員(瀧淵鋭夫君) この研修は、もうできればたくさんしたいのでございましてけれども、まず、実はケース・ワーカー、先ほど述べました意味のケース・ワーカーの完成した方がな

い。それにはやはり若い方からそういうようにだんだんしていけば、全部の調査官が本當のケース・ワーカーとして脱皮、進化していけるのじゃないかというので、若い方を一年間研修所に入つていただきます。いろいろな学問あるいは実地の演習、ゼミナールをやつて、そしてつづいていく。そういうのが大体年に五十人くらい、それから上の方から申しますと、首席、次席は全国でおのおの四十九名ずつでございまして、それがそのうち五十名といふと、二年に一回でございまして、まあ年に一回、十日か一月予算の——そのときの物価とか何か、講師のお礼とか何か苦心しまして、新しい学問を注入して、また同時に反省し合ふというふうな形でもつて色染めをする、それから主任調査官、その方も一月ないし二カ月、三カ月でできますればやはりそういう意味で、それぞれの地位において新しい知識を吸収する、ただいままでの調査官の方は、こういうような研修を、このたび独立するようになりまして、皆さんにお願いしているのでもございまして、皆さんが、書記官研修所の一部の研修としてやつて参りまして、何らかの形において皆さんが受けておられます。しかしながら、それは企画が、書記官のそれとしてやつてきたものでございまして十分とはいへませんけれども、ここで独立することになつたわけ

でございまして。
○雪城タマヨ君 調査官と、調査官補の中に、婦人調査官、調査官補は何人いらっしゃるのですか、そして今どこに配置されておりますですか。

○説明員(瀧淵鋭夫君) あまりはつきりしておりませんけれども、大体としては今年の二月二十八日現在におきまして、調査官は女子の方が二十二名いらつしやいます。それから調査官補は六十五名おられます。そしてそのうち、先ほど申し上げました主任調査官になつておられる方が合計で五名おられます。東京家裁に三名、横浜に一名、福岡家裁に一名、こういうことになつております。なお東京には試験に合格なすつた方もあるように聞いております。その方が一名おられるようでありまして、大体調査官全般といつた思ひます。主として大都會の独立した家庭裁判所におられます。

○雪城タマヨ君 このケース・ワーカーとしての仕事の面から申しますと、いと、實際いへば、男子の方と女子の方と同数くらいあつてもいいわけじゃないかというふうに思つておりますが、ことに少年のうちでも、年少少年の調査に當る調査官は、やっぱり婦人である場合が大へんよくいくように、実は考へておられるのでもございまして、そこでは、この婦人の調査官あるいは調査官補をもう少したくさん採用するといふお考えはございせんのですかどうですかという点が一点、それからこの大都會には婦人の調査官もいられますけれども、地方に参りますという、ほとんど婦人の調査官は見えないのです。そして實際地方ではやっぱり婦人の調査官がほしいのだということ、至る所で行われております。その隘路は何だろかという点でございま

すね。調査官の試験に通つた方々がいなかへいくことがきらいだといふことが一つと、調査官の試験を受けたとしても、婦人の方が、地方から受けた婦人の方はことごとく落ちる。つまり成績が悪いからやむを得ませんけれども、試験の方法につきまして、少し地域的に考へるといふような考慮をなさる御意図はございせんのでしうかどうでしうかという点でございまして、これは試験の公平といふことからいつたらおかしな話のようでございましてけれども、仕事の成績、仕事の必要性から申しますと、どうしても女の調査官を入れないと効果が上らないのでございまして、その点についてお答え願ひたいのでございまして。

○説明員(瀧淵鋭夫君) 婦人の調査官の方は、受験の数も比較的少いのでございまして、それで、男女平等の意味から申しますと、別段男であり女であるということには差異をつけないもので、自然さういふ方面の学問を相當した方も少いので、受験者が少いといふことが一番大きな原因じゃないかと、それから地方の大学と申しますと、まあ奈良の女子大とかあるいはたまた同志社の大学とかさういふところからばつばつ一人、二人というふうに入受けるのですけれども、やはり東京の大学の方でないで、どうも試験の程度が相当高いものでございまして、やはり地域とか何かの關係で、試験に受からない。それで、地方こそほんとうに必要なことがあるのでございましてけれども、ただいま雪城先生もおっしゃいましたように、これも住居の關係や何かございまして、非常にむずかしいのでございまして、御本人もまた實際

○説明員(荒瀬鋭夫君) 司法官試験を合格しますと、司法研修所に入ります。して、二年間研修するのです。その方ですと試験しないで調査官になれるるそうでございます。そういう実例があるそうでございます。ですから、司法科の試験だけでは、研修所にお入りにならなければだめじゃないかと思ひます。

○宮城タマヨ君 この研修所でございますが、その調査官の養成と、それから研修は、期間が違うのでございますか。

○説明員(荒瀬鋭夫君) 養成は一年でございます。ほかの研修の方は、クラ

スによつて違つておりまして、三カ月一カ月、あるいは十日といふふうに、そういう人たちの仕事を持つておる責任の地位を考えまして、あまり長く、たとへば首席とか次席とか、その席をあげるということもどうかと思ひますので、その点の差異はつけております。

○宮城タマヨ君　それは一年間お休みなしに、ぐるぐる裁判所の方としたら続けておるのでございますか。

それからもう一つは、そこに描てく

る人の費用というものは、その最低のものが予算に組まれておりますかどうかでしょう。潜在雑費、旅費といったようなものは、どういふことになっておりますか。

○説明員(荒瀬鋭夫君) それは養成部は十二月か一月ごろから始めて、一年。それで養成部は重なることもありませうけれども、ほかの方は重なることはございませんけれども、たとえば何かやつてゐるのじゃないかと思うので

す。ところが、ただいまちょっと建物の関係なんかございまして、非常にその期間に苦慮しておるわけでございます。

それから研修生の旅費とか日当につきましては、やはり最小限度のことはお渡ししておる通りに聞いております。

○雨森常夫君 今ちょっと、私さつき伺ったのに関連して疑問に思つたのですが、別なんですか、養成所と研修所と。

○説明員(荻淵鋭夫君) いや、同じ所でやるのですけれども、ただ一年かかる研修を、かりに養成と言つていゝわけなんです。それから十日とか一カ月とか、三カ月というのは研修。そういう言葉で申し上げたのですけれども、場所は一緒でございますから、どうぞ。

○委員長(山本米治君) 他に御発言がなければ、本日は、この程度にて散会いたします。

午後三時十四分散会

昭和三十一年四月三日印刷

昭和三十一年四月四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局